

平成 21 年(2009 年)10 月 21 日

各局・室・区長
行政委員会事務局長 様
公営企業管理者

三宅副市長
(財政局財政課)

平成 22 年度(2010 年度)の予算編成について(依命通達)

本市の財政は、歳入面では、昨年秋以降の急激な景気後退により、新年度の市民税が個人・法人ともに、本年度当初予算と比べ大幅な減少が見込まれる。また、新政権においては、自動車関連諸税の暫定税率廃止に向けた検討作業が開始されるなど、地方譲与税等を含んだ一般財源収入全体の見通しは、引き続き厳しい状況である。さらに、一般会計の市債の実質残高は、本年度末で 7,311 億円となる見込みであり、平成 15 年度(2003 年度)以降減少しているものの、依然として高い水準にあり、新たな借入れは引き続き抑制せざるを得ない状況にある。

一方、歳出面では、高齢化の進行等に伴う社会保障費の増加などにより、義務的経費は引き続き高い水準で推移していくことが見込まれている。また、平成 20 年度(2008 年度)決算における財政の弾力性を示す経常収支比率は 96.2%であり、財政の硬直化が進んでいる状況である。こうしたことから、新年度の予算編成は、本年度に引き続き大変厳しいものとならざるを得ない。

そのため、事務事業の厳しい選択や市民ニーズを踏まえた真に必要な施策への投資の重点化、自主財源のより一層の充実などに取り組んでいく必要がある。また、職員一人一人が、公務員としての自覚のもと、全体の奉仕者として、法令等を遵守し、常に市民の視点に立ち、次の点を念頭に置いて、重点的・効率的な予算編成に努めなければならない。

- ① 最少の経費で最大の効果を挙げること。
- ② 市民のニーズを的確に把握するとともに、行政が果たすべき役割・責任を今一度自覚し、何をすべきかという問題意識を絶えず持つこと。
- ③ 人件費もコストであることを再認識するなど、事務事業の実施に当たり常にコスト意識を持つこと。
- ④ 事務事業の簡素・効率化を図るため、事業一件一件について徹底した見直しを行うこと。

- ⑤ 従来から行ってきた考え方や仕事の進め方にとらわれず、新しい発想や手法を取り入れて事務事業の見直しを行うこと。

各局においては、これまでも事務事業の見直しに取り組んできたところであるが、本市の財政が引き続き厳しい状況にあることを踏まえ、あらゆる経費について、聖域を設けることなく、また、既存の予算や慣例にとらわれることなく、ゼロベースで徹底した見直しを断行しなければならない。

また、多様化する行政需要に的確に対応し、組織横断的に、効果的・効率的な施策の立案を行うため、昨年度から、事業展開が広範にわたる施策について、クロスセクションを設置している。その趣旨を十分踏まえた予算編成を行う必要がある。

平成22年度（2010年度）予算は、新しい「広島市基本構想」及び「第5次広島市基本計画」に基づく都市づくりを進めるための最初の当初予算である。このため、厳しい財政状況の中にあっても、先駆的精神を持ち、パラダイムの転換を視野に入れつつ、パートナーシップを構築し、市民生活の安寧の確保や活力ある地域経済の創出、文化的で活気ある美しい都市の創造など、「世界のモデル都市」を目指した諸施策の着実な展開を図らなければならない。

各職員においては、市民にとってより満足度の高いサービスを効率的に提供できるよう、これまで自らの努力で培ってきた能力を最大限に生かし、組織一丸となって取り組まれない。

平成22年度（2010年度）の予算要求に当たっては、以上述べてきた点を十分踏まえ、別紙「平成22年度（2010年度）予算編成要領」に基づいて要求するよう、命により通知する。

平成22年度（2010年度）予算編成要領

I 予算要求基準

次のとおり、予算要求額に一定の制限を設けているので、各局においては、徹底した事務事業の見直しに取り組むとともに、工事・業務委託・物品購入など全ての分野でコスト縮減を図り、**局内で十分調整した上で、対象外経費を除き、定められた枠内で要求を行うこと**。また、対象外経費についても、最大限の経費削減に努めた上で、要求を行うこと。

1	普通建設事業	対前年度	▲22%
2	施設の管理運営経費	対前年度	0%
3	補助金（平成21年度評価対象分を除く）	対前年度	▲3%
4	上記を除く一般行政経費（公益的法人等への補助金を含む）	対前年度	▲22%

財源はなお厳しい状況にあるので、**上記枠内の要求であっても予算査定による削減を行う**。

II 予算要求に当たっての留意点

予算要求に当たっては、依命通達本文に掲げた基本的な留意点のほか、以下の事項に十分留意すること。

第1 総括的事項

1 新政権の予算編成動向の確実な把握

新政権においては、新年度予算編成に当たり、既存予算についてゼロベースで厳しく優先順位を見直すとともに、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事業を実現することとしている。

このため、各局は、常に新政権の予算編成動向に注視しながら情報収集に努め、遺漏なく適切に対応すること。

2 経済危機対策の推進

急激な景気後退とそれに伴う雇用情勢の悪化、生活不安の増大に対応するため、経済・雇用・生活全般に係る施策を総合的に推進する経済危機対策を本年度当初予算の重点施策の一つとし、6月補正及び9月補正においても追加の経済危機対策を講じている。

各局においては、今後とも厳しい経済情勢が見込まれることを踏まえ、新政権の予算編成動向等にも留意しながら、新年度に向けて経済危機対策の推進に意を用いること。

3 地球温暖化・エネルギー対策の推進

平成20年度（2008年度）から平成22年度（2010年度）までの間を、「カーボンマイナス70」の達成に向けた初動期間と位置付け、市域の温室効果ガス排出量を2050年までに70%削減するという長期目標、「カーボンマイナス70」の実現に向け、家庭生活や事業活動における取組を促すための施策や、本市としての率先行動など、数多くの取組を行っている。

こうした取組をより一層推進するため、地球温暖化・エネルギー対策に資する新規・拡充事業については、引き続きシーリング対象外としているので、各局においては、積極的な企画立案に努めること。

4 組織を超えた横断的な取組

多様化する行政需要に的確に対応するため、組織横断的で、効果的・効率的な施策の立案に配慮すること。

また、事業展開が広範にわたる①平和施策、②男女共同参画施策、③高齢者施策、④障害者施策、⑤こども施策、⑥エネルギー・温暖化対策、⑦里ライフ

創造施策については、クロスセクションを設置している。その趣旨を踏まえ、クロスセクションにおいて企画立案された新規・拡充事業については、引き続きシーリング対象外とするので、これまで以上に組織横断的な施策展開に取り組むこと。

また、他の部局の事業と関連する事業を要求する場合には、事前に十分な調整を行い、事業の重複や競合が生じないよう留意すること。

5 ICT施策に係る予算要求の留意事項

ICT施策については、CIOを中心として、情報システムの高度化による利便性の高い行政サービスの実現やICTを活用した豊かな市民生活の実現に向け、全組織が統一的な方針の下に進めることにしている。ICT施策に係る事業の予算要求に当たっては、その金額、内容等に関わらず、CIOへの事前協議を行うこと。

6 行政改革の推進と予算への反映

行政改革については、「行政改革大綱」及びそれに基づく「行政改革計画」に沿って、効率的な行政運営を行うとともに、市民にとってより満足度の高いサービスを提供できる行政システムを構築することになっている。新年度は、新たな「行政改革計画」の初年度であり、計画に掲げた目標を達成するための取組を新年度予算に反映させるなど、行政改革の一層の推進に取り組むこと。

7 行政評価の結果の予算への反映

行政評価の結果を計画立案や事務事業の見直しに生かすなど、予算要求に当たって積極的に活用すること。

8 既存事業の見直しの徹底

① 既存の事務事業については、市民ニーズや社会経済情勢の変化等を見極め、事業の必要性・効果等を改めて検討し、従来の考え方や仕事の進め方、既存の予算にとらわれることなく、ゼロベース（予算編成時の各支出項目に関して、新規の増分だけでなく、過去の実績についてもゼロの状態から検討すること）で、徹底した見直しを図ること。

特に、予算要求基準について、10年以上マイナスシーリングが続いてきたことから、単に事業費の圧縮を図るだけではなく、大胆な事業の改廃に積極的に取り組み、シーリング枠内に要求額をおさめること。

② 見直しに当たっては、行政評価の結果を積極的に活用するとともに、

- ・ 何をどのようにしたいのかといった目標（目的）が明確であるか。
- ・ 目標（目的）を達成するための具体的な手段は、費用対効果等の観点からみて最適であるか。
- ・ 事業実施後において、市民の立場から見て、どういう成果が挙げられているのかを評価・分析しているか。

について、今一度チェックすること。

- ③ 国・県・民間で類似のサービスが実施されている事業や国・県補助事業に本市が単独で施策の上乗せ等を実施している事業については、それぞれの責任範囲の明確化や行政が実施する必要性の再検討を行い、本市が実施する必要性の乏しいものは廃止すること。
- ④ 検討の結果、必要性が認識される場合であっても、必要性の程度を定量的に示すとともに、対象者数等の増加が見込まれる事業については、総額（規模×単価）を一定の水準に抑制することも検討すること。
また、NPOやボランティアとの連携等により、予算規模は縮小しても事業効果の維持あるいは増大が図れるような創意工夫を行うなど、新しい発想のもとに事務事業を見直すこと。
- ⑤ 予算と決算の乖離が生じている事業については、予算要求に当たり、その原因を分析し、要求額を縮減するなど所要の対応を図ること。

9 一件査定の実施

経常費・臨時費ともに、引き続き一件査定を行う。

要求に当たっては、各局予算事務統括課において、要求内容等を十分に精査した上で、徹底した事務事業の見直しや経費の節減に努めること。

10 スクラップ&ビルド及びサンセット方式の徹底

- ① 新規・拡充事業については、施策目的や目標、将来の財政負担を明確にするとともに、事業の必要性、緊急性、事業効果、民間等との役割分担等の観点から慎重に検討し、真にやむを得ないものに限ること。また、要求に当たっては、国支出金などの財源の活用を十分検討し、必ず既存の事務事業の廃止・見直しによる削減額で対応すること。
- ② 支出が経常化するものについては、法令等で義務づけられるもの等を除き、事業の終期を設定し、終期において、原則事業を廃止すること。

11 予算執行における見直しインセンティブ制度の活用

予算の執行段階において、各局が創意工夫により新たな財源の確保や事務事業の見直しによる経費節減を図ったものについては、その節減額等と同額を、翌年度の予算額に加算するので、積極的に制度を活用すること。

12 事業効果等の数量化及び市民が実感できる方策等の検討

- ① 施策の立案や整備計画の作成、事業の実施に当たっては、その目標とすべき水準、将来的な財政負担、事業の採算性、事業実施の効果等を定量的に示すこと。
- ② 計画から完成までに長期間を要するものについては、工事手法の工夫などにより、できるだけ工期の短縮に努めること。

- ③ 現在の取り組み状況、今後の整備計画などについて、ホームページなど様々な方法で積極的に市民に広報し、理解や協力を得るとともに、事業の実施に当たっては、その効果が市民に実感できるような方策を考えること。

13 市民主体の政策形成の推進

- ① 施策の構想段階から事業実施までのあらゆる過程において、市民の意思が適切に反映され、市民の能力を十分に活かすことができる市民主体の市政を創造していくため、市民参加の機会を拡充するとともに、市民の自主的・自発的活動への支援、市民との積極的・効果的なコミュニケーションの展開、市政情報の積極的な提供を行うなど、市民と行政との連携を一層図りながら、市民主体の政策形成を推進すること。
- ② 市民に身近な行政の充実や地域の特性を生かした魅力あるまちづくりのための予算を要求する際は、各区の意見、地域の実態を的確に把握した上で必要な調整を行い、区役所がその役割を十分に果たせるよう配慮すること。

14 共同事業等の適切な負担割合の事前協議等

- ① 国・県・他市町・民間団体との共同事業、あるいは受益に見合う応分の費用負担を求めるべき事業については、あらかじめその内容、役割分担等について財政課等関係部局と十分協議の上、適切な負担割合等となるよう関係機関と調整を行った上で要求をすること。
- ② 合理的な理由のない負担割合の見直し等に関しては、市民に広く情報を公開し、その支持を得ながら、あらゆる機会を捉えて関係機関に対して要望等を行い、適切な役割分担の確保に努めること。

15 民間活力の有効活用

- ① 市民サービスの向上、経済的効果、経費節減などの観点から、市の単独実施だけでなく、民間の資金、ノウハウ、人材等を有効活用する事業手法を積極的に検討すること。
- ② 外部委託については、本市が直接実施する場合との経費比較を十分に行った上で、経費節減に加え、市民サービスの向上や経済的効果が見込まれる業務について、委託化を図ること。
- ③ 公益法人等に委託している業務についても、市民サービスの向上、経費節減等の観点から、直接民間へ委託するなどの見直しを行うこと。

16 予算編成事務の簡素・効率化

職員の事務負担軽減等の観点から、予算要求資料は事業の概要と費用の内訳などのポイントを押さえた必要最小限のものにするるとともに、説明資料についても、できるだけ既存資料を活用することなどにより、事務の簡素・効率化を図ること。

17 議会、監査等の指摘に対する対応及び事務処理の適正化

- ① 議会の審議や監査等を通じてこれまでに指摘を受けた事項については、他の部局に対するものであっても、指摘の趣旨を踏まえ、自ら所管する事業について十分に点検を行うこと。
- ② 点検により今後改善又は検討を要することになった事項については、予算要求の段階から検討を進め改善を図るとともに、検討状況を適宜報告するなど、同様の指摘が繰り返されることのないよう、特に留意すること。
- ③ 各局等からの通知により、事務処理要領や積算基準、単価などが示されているものについては、その内容を今一度確認の上、事務処理を適正に行うこと。

第2 歳入に関する事項

1 市債発行の抑制

- ① 市債については、本市の実質公債比率、将来負担比率が政令指定都市の中で高水準であることを踏まえ、事業の見直しやコスト縮減などを図り、その発行抑制に努めること。
- ② また、市債を財源とする場合には、将来の財政負担が軽減されるよう、償還等に当たって地方交付税が措置される有利なものを活用すること。

2 収納率の向上対策等

- ① 歳入については、少額のものも漏れなく計上すること。
- ② また、住民負担の公平性や自主財源の確保等の観点から、市税、国民健康保険料、介護保険料、保育料、住宅使用料等の収納率については、厳しい経済情勢の中でも「行政改革計画」の目標を達成できるよう、「広島市収納対策本部」の関係部局が連携しながら、収納体制の強化や口座振替の加入促進など、収入の確保及び収納率向上に向けた取り組みをさらに強化すること。

3 使用料等の適正化

- ① 施設の管理運営や事務の簡素効率化等徹底した経費の節減に努めてもなお、管理運営費等のコストを回収できていない使用料や手数料については、住民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に立って、減免制度の抜本的な見直しなども含め、その適正化に努めること。なお、適正化に当たっては、国の補助制度等において前提とされている受益者負担額、社会経済情勢の変化、他都市・民間との均衡なども考慮し、市民の立場に立ったサービスの改善・向上を併せて図ること。
- ② 受益が特定され、個別的なサービスでありながら無料となっている公共施設等の駐車場などについて、引き続き有料化する施設の拡大等を検討する

こと。

4 未利用地等の売却促進及び有効活用

- ① 未利用地等については、現下の厳しい財政状況を踏まえ、財源確保等の観点から、具体的な利用目的のないものや分譲目的の用地について、公募売却や企業誘致等により、「今後の財政運営方針」における目標が達成できるよう、積極的な売却に努めること。
- ② 売却までの間や当面利用予定のない用地については、「未利用市有地貸付実施要領」を踏まえ、一時貸付け、定期借地権等の設定により、有効活用を図ること。
- ③ 事業予定地についても、本来目的に供するまでの間については、事業実施に支障のない範囲で、財産管理上の適切な手続きを行った上で有効活用に努めること。

5 国・県支出金の積極的確保等

- ① 国・県支出金については、国・県の予算編成、法律・制度改正の動向にこれまで以上に十分注意を払いながら、その確保に努めること。
- ② 特に、合理的な理由のない国・県支出金の削減等については、市民に広く情報を公開し、その支持を得ながら、あらゆる機会を捉えて要望等を行い、事業実施に必要な財源の確保に努めること。

6 広告収入等の新たな財源の積極的確保

- ① 市の印刷物や刊行物、ホームページ、公共施設等のうち、行政目的を損なわない範囲で広告掲載等が可能なものについては、引き続き、採算の見通しなど実現可能性を検討した上で、積極的に導入を図り、財源の確保に努めること。
- ② 「ふるさと納税」をはじめとした寄附による歳入増に向け、寄附金に対する市民等の関心を高めるため、ホームページ等を通じた寄附募集のPRや寄附者に対する独自の恩典の検討を行うなど、寄附金収入の積極的な確保に努めること。

第3 歳出に関する事項

1 公共事業の見直し

- ① 公共事業については、長期的な経済情勢や人口減少、環境・景観、費用対効果などの観点から常に必要な見直しを行うこと。
- ② 計画の作成や事業費の積算に当たっては、民間活力を最大限活用することなどにより、各年度の財政負担を抑制するとともに、事業の着手時あるいは実施途中で追加の財政負担が生じないように、厳密な検討を行うこと。

- ③ 計画策定から長期間経過し、未着手となっている事業などは、事業の再評価を行い、事業の中止を検討するなど、抜本的な見直しを行うこと。また、当該事業用地については、事業の方向性が出るまでの間は最大限の有効活用を図るとともに、見直しの結果によっては他の目的での活用・処分も視野に入れた検討を行うこと。

2 公共工事のコスト縮減

- ① 工事の設計・積算に当たっては、計画の早い段階から新技術・新工法を積極的に活用するなど、本年3月に策定した「広島市公共工事コスト構造改善第4次行動計画」に基づき、計画・設計から工事、管理までのすべての段階において、コスト縮減に努めること。
- ② ライフサイクルコストや社会的コストの低減など総合的なコスト縮減を進めること。

3 施設建設に係る留意事項

- ① 新たな施設需要が生じた場合は、まず、既存施設等の有効活用により対応することを検討すること。
- ② やむを得ず新たな施設が必要な場合には、その必要性を定量的に示すとともに、他の類似施設との機能調整を十分行うこと。また、イニシャルコストとランニングコストを合わせたトータルコストの視点から、そのコストが市民にとってのメリットに見合うものかどうかを十分吟味した上で、施設の適切な規模・内容を検討すること。

4 用地取得に当たっての留意事項

- ① 施設の建設等で新たに用地を必要とする場合は、土地の利用計画や事業スケジュールを考慮しながら、まず現在保有している未利用地等の活用により対応することを検討すること。
- ② やむを得ず用地取得が必要な場合には、事前に建設予定地の調査を十分行い、地価の動向や取得の見通し等を勘案し、適正な価格・規模で予算要求すること。
- ③ 用地の先行取得は原則行わないこと。仮に他に手法がない場合であっても、長期にわたって未供用の状態が続くことのないよう、事業の必要性や地価の動向などを踏まえた用地取得の緊急性、事業化の見通し等を十分検討すること。
- ④ 事業の性格や経費効果を考慮しながら、必要に応じ、定期借地等の借上げ方式による用地確保の方策についても検討すること。

5 公共施設における維持管理経費の節減と利用促進

- ① 各種公共施設の管理運営費については、引き続き徹底した節減に努めること。
- ② 新設に伴うものも既定の予算枠内で対応することを原則とすること。
- ③ 本市では、本庁舎等におけるISO14001の運用や、「広島市役所環境保全実行計画」に掲げた省エネ等の目標達成に向けた全庁的な取組などを通じて、環境への負荷の低減やコスト縮減に努めている。こうした取組をさらに推進するとともに、ESCO事業を含めた省エネルギー設備・機器の導入を検討するなど、光熱水費や消耗品費等のより一層の節減に努めること。
- ④ 業務委託については、引き続き、市民サービスに著しい支障をきたさないよう留意しながら、清掃業務等の仕様の見直しなどにより、徹底した経費の削減を図ること。また、特命随意契約により契約しているものについては、「物品売買等に係る随意契約ガイドライン」を踏まえ、その合理性・必要性について再検討を行うこと。
- ⑤ 財政局契約部が労務単価や諸経费率などを示している業務の委託料の積算に当たっては、当該労務単価等を遵守し、適正に見積りを行うよう、厳に留意すること。
- ⑥ 公共施設の用地として民有地を賃借する場合には、「借上土地の借上料算定基準」により算定した額の範囲内で行うこと。契約借上額がこの基準により算定した額を上回るようになっていない場合においては、鋭意引下げ交渉を行い、その是正に努めること。
- ⑦ 指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者とも連携して、利用実態を踏まえた的確なPR等を行うなど、公共施設の一層の利用促進を図ること。また、十分な利用が図られていない施設については、指定管理者に対して適切な指導を行うとともに、多目的活用や他の施設への転用、施設の廃止について検討すること。

6 扶助費の見直し

- ① 現行制度のままでも対象者数の増により財政負担が増加するため、本市の厳しい財政状況の下では、従来の制度を全て維持したまま、新たな市民ニーズに応えることは出来ない状況にある。このため、既存制度について、認定基準の見直しを含む運用のさらなる適正化と再編構築を図ること等により、新たなニーズにも対応していけるよう努めること。
- ② また、国の制度に基づく事業等については、新政権による制度見直しの動向に十分注意を払い、遺漏なく適切に対応すること。

7 補助金、負担金の整理合理化等

- ① 補助金については、これまでも公募制の導入、統一的な調書による事業内

容の評価など見直しに取り組んできたが、引き続き、見直しに積極的に取り組むこと。

- ② 負担金については、行政の責任の範囲を明確にするとともに、過去の慣例等にとらわれることなく、事業開始時からの社会経済情勢の変化や事業効果等の観点から、徹底した見直しを行うこと。また、必要性の薄れたものや長期間継続しても効果があがっていないものについては、原則として廃止すること。
- ③ 開催地負担金等の会議費、大会費等については、必要最小限の範囲で質素なものとする。また、開催者に対してもそのことを要請すること。
- ④ 実行委員会方式の負担金事業については、市の直接実施や事業廃止を含めた検討を行うこと。

8 イベント等の見直し

- ① 定例的なイベント（大会、キャンペーン等）・啓発事業・記念事業等については、慣例的な予算要求をすることなく、原点に立ち戻り、事業ごとに開催意義・目的や事業効果を再度検証すること。
- ② 企業からの協賛金や広告収入をはじめとする財源確保について、積極的に取り組むこと。
- ③ 開館記念式等については、やむを得ず実施する場合でも、必要最小限の範囲で質素に行うとともに、原則として記念品の配布はしないこと。

9 印刷物・刊行物等の見直し

- ① 印刷物・刊行物等については、その必要性を精査し、廃止、統合、簡素化、配布部数や仕様の見直し、ホームページやCD-ROM等の電子媒体、既存の広報媒体の活用などにより、徹底した見直しに努めること。
- ② 広報の対象者や配布時期が重複するものについては、統合するなど徹底した合理化を図ること。

10 調査委託の事前調整等

- ① 計画・調査等の業務については、職員で対応することを基本とし、既存の成果物の活用や共同実施などにより効率化が図れるものはないかなどをチェックした上で、真に必要なものに限り委託すること。
- ② 具体的な事業実施の見通しが無い事業計画については、その関連予算の要求を見送ること。

11 旅費・食糧費・消耗品費等の内部管理経費の節減

- ① 旅費については、当該年度の業務執行に直ちに関わりのない視察・研修は原則として行わないなど、その節減に努めること。
- ② 海外派遣（市民を対象とするものも含む）・出張については、必要最小限

に抑えること。

- ③ 会議への参加等について、eメール等の活用により代替することなども検討し、必要性が薄れてきているものについては、廃止に向けた取り組みを積極的に行うこと。また、廃止できないものについても、出席者を必要最小限とするなど見直しに努めること。
- ④ 政令市や県内他都市との会議内容についても、その必要性、効果を見極め、経費節減について積極的に協力を求めていくこと。
- ⑤ 食糧費については、個々の必要性を十分吟味し、その内容も社会的批判を招くことのないよう節度をもったものとするなど、その節減に努めること。
- ⑥ 消耗品等の内部管理経費については、在庫数量や使用状況を十分に考慮し、徹底した節減に努めること。また、各種物品、設備の購入・更新に当たっては、コスト縮減を図るため、購入、レンタル、リース等の方法を比較衡量し、最も安価な方法を採用すること。特に、地上デジタル放送への対応については、現在保有するテレビの必要性の有無や、使用年数を踏まえたチューナー対応の可否についても十分に検討すること。
- ⑦ 庁内LAN等、ICTの積極的な活用により、物品の有効利用や徹底したペーパーレス化を図るとともに、両面・裏紙コピーを推進し、用紙代や通信運搬費等、節減可能なものは、予算に反映させること。

第4 企業会計、公益的法人等に関する事項

企業会計、公益的法人等については、上記の事項を遵守するとともに、特に、以下に掲げる事項に留意すること。

1 企業会計等における独立採算性の原則の確保

- ① 企業会計や企業性格を有する事業については、経営の健全化を図るため、将来にわたる的確な収支見通しの下に、従来にも増して徹底した経費の節減、業務の合理化・効率化、財源の確保などに努めること。
- ② 一般会計との負担区分を明確にし、やむを得ない財源不足についても、一般会計からの繰入金を最小限に留めるとともに、現在、一般会計から貸付けを受けている資金についても早期に返済できるよう、経営の一層の効率化を図り、独立採算性の原則及び健全経営の確保に努めること。

2 公益的法人等における事業の再点検

- ① 公益的法人等については、公益法人制度改革など社会経済情勢の変化を踏まえた上で、市からの委託事業や補助事業について、そのあり方を含め再点検を行うこと。
- ② 基本財産等の資金運用については、金融情勢を的確に把握し、安全かつ有利な方法で運用するなどきめ細やかな指導を行うこと。